【重要】診療報酬改定に伴う生活習慣病管理料のご案内

患者様へ

平素より当院の医療サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、厚生労働省の指導のもと、診療報酬の改定が行われました。これにより、従来の高血圧、脂質異常症、糖尿病の特定疾患管理料(225点)が廃止され、新たに**生活習慣病管理料 2(333点)**が導入されました。

【新しい制度のポイント】

- 療養計画書の作成: お一人お一人の健康状態に合わせた療養計画を作成します。
- 説明と同意: 計画内容をご理解いただき、ご同意いただくためのサインをいただきます(初回のみ)。
- 保険料の変更: 新制度により、保険料が若干安くなる見込みです。

3 割負担の方の目安: 1452 円⇒1404 円: 48 円減算

2024年5月31日まで			2024年6月1日から	
再診料	73 点]	再診料	75 点
外来管理加算	52 点		なし	
特定疾患療養指導管理料	225 点		生活習慣病管理料 Ⅱ	333 点
特定疾患処方管理加算 2	66 点		なし	
処方箋料	68 点		処方箋料	60 点
合 計	484 点		合 計	468 点

【ご協力のお願い】 新しい管理料の適用には、療養計画書へのご署名が必要となります。 次回ご来院の際に、詳細な説明とともにご署名をお願いする予定です。健康管理の質の向上 と、より効果的な医療サービスの提供を目指しております。ご不明点やご心配事がございま したら、遠慮なくスタッフまでお尋ねください。

今後とも、皆様の健康をサポートできるよう努めて参ります。

敬具

武蔵浦和整形外科内科クリニック